

平成 26 年度第 7 期第 1 回 東京地方労働審議会家内労働部会議事録

課長補佐

定刻になりましたので、第 7 期東京地方労働審議会第 1 回家内労働部会を開催させていただきます。部会長、部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日お集まりいただきました委員の方々は、平成 25 年 11 月 1 日付けで、東京地方労働審議会委員あるいは臨時委員として東京労働局長より任命され、同じく 25 年 11 月 26 日に開催されました東京地方労働審議会において、会長から家内労働部会委員として指名されました。皆さまの名簿を資料 1 として用意いたしておりますので、併せてご確認をお願い申し上げます。なお、誤字等がありましたら、恐縮ですが事務局までお申し出ください。

(申し出なし)

では初めに、委員の出欠状況を報告いたします。本日は第 1 回の部会ですので、委員のご紹介をさせていただきますながらの報告とさせていただきます。名簿の順にご紹介させていただきます。

まず、公益代表委員として梶原委員、久禮委員、谷田部委員。3 名全員のご出席をいただいております。

続きまして、家内労働者を代表する委員は、佐藤委員、田代委員、帆刈委員。3 名全員のご出席をいただいております。

続きまして、委託者を代表する委員は、石井委員、石川委員、大石委員。3 名全員のご出席をいただいております。

したがいまして、9 名全委員がご出席されておりますので、地方労働審議会令第 8 条第 3 項で準用する同条第 1 項に定める定足数を満たしていることを報告いたします。以上です。

賃金課長

賃金課長の樺嶋と申します。よろしくお願いいたします。

本日の委員の皆さまのご出席の状況を、今、報告させていただきましたけれども、この場をおかりしまして、私どもの事務局につきましてもご紹介をさせていただきたいと思っております。

(事務局紹介)

賃金課長

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、ご審議に先立ちまして、私ども労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

(労働基準部長挨拶)

賃金課長

このたび初めて本部会の委員をお願いさせていただきました方もおられますので、議事に入ります前に、東京地方労働審議会および家内労働部会の位置付けなどにつきまして、主任賃金指導官の片岡からご説明させていただきます。

主任賃金指導官

ご説明させていただきます。

資料の24ページ、資料2の(7)、東京労働局における審議会をご覧ください。東京労働局が所管する労働行政全般について調査審議する機関である東京地方労働審議会には、専門的調査または討議を行う部会が、ご覧のとおり4つ置かれております。そして家内労働関係としまして、家内労働部会と最低工賃専門部会の2つがあります。このうち最低工賃専門部会は、審議会が労働局長から最低賃金の改正について諮問を受けた場合にその都度設置し、具体的な最低工賃について調査審議を行うものであります。

これに対して家内労働部会は、最低工賃決定に係る事項以外の家内労働に関する事項について審議するための常設の部会です。本家内労働部会に係る運営規程につきましては、東京地方労働審議会家内労働部会運営規程のとおり規定されておりますのでご確認ください。まず第1条では、部会の議事運営は厚生労働省組織令第156条の2、地方労働審議会令および東京地方労働審議会運営規程に定めるとし、その外の規程の定めによるとされております。それぞれの規程については、家内労働法、同法施行規則とともに、資料の2ページから22ページまで、資料2(1)から(5)としてお付けしておりますのでご確認ください。

次に、最低工賃改正の手続きについてご説明します。最

低工賃の改正にあたっては、労働局長は審議会に意見を求める諮問をいたしますが、諮問をするケースとして2つの場合があります。1つは家内労働者または委託者からの申し出を受けた場合、法第11条第2項と、もう一つは労働局長が改正の必要を認めるときに労働局長の判断で行う場合、法第10条がございます。今日議題となっております東京都婦人既製洋服製造業最低工賃につきましては、現在、関係家内労働者および関係委託者からの改正の申し出はございません。

一方、労働局長が改正の必要を認めるか否かの判断でございますが、そのことに関しまして説明をするということをおよび本日の家内労働部会の議事の1つとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

賃金課長

それでは、次第に従いまして、議事1の部会長および部会長代理の選出に入りたいと思います。

部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第5項により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。また、部会長代理は部会長が指名することとなっております。従来から公益代表委員の間で互選をしていただきまして、家内労働者代表委員、委託者代表委員双方からご承認をいただくという形で進めてまいったところでございます。今回もこのような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金課長

ありがとうございます。本会議に先立ちまして、公益代表委員による会議が行われ、部会長候補の互選、そしてこの候補が部会長として決定された場合に指名する部会長代理につきまして取りまとめをされていらっしゃるということで、谷田部委員からそのご報告をお願いいたします。

谷田部委員

公益代表委員の間で互選しました結果についてご報告いたします。部会長には梶原委員を推挙いたします。また、梶原委員が部会長に選出された場合には、部会長代理に久禮委

員を指名する予定でございます。

賃金課長

ありがとうございました。ただいま谷田部委員から、部会長候補および指名を予定する部会長代理についてご報告いただきましたけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金課長

異議なしということでございますので、部会長は梶原委員、部会長代理は久禮委員と決定させていただきます。

部会長のほうからご挨拶をいただけますでしょうか。

部会長

梶原でございます。前期に引き続きまして部会長を務めさせていただきますことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

各委員におかれましては、お忙しい中、またお寒い中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ご案内のとおり、家内労働法は家内労働に関する基準法とも言うべきもので、家内労働者の労働条件の向上を図り、生活の安定に資することを目的として制定されております。昨今の非常に厳しい経済情勢のもと、家内労働者の就業環境が悪化していることが懸念されるところでございます。労働条件の確保、あるいは生活の安定を図っていくということは、依然として大変重要な課題となっているところでございます。当部会の担う役割も重要になってきているところでございます。

本日の会議の内容は、まず東京労働局の家内労働の概況と施策について行政よりご説明いただき、これについて各委員からご意見などを出していただき、今後の行政運営の参考にさせていただくということ、それから、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃改正に係る行政の判断につきまして説明を受けるということになっております。熱心なご議論とともに、円滑な審議にご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

賃金課長

ありがとうございました。では、以後の議事進行につきましては、部会長にお願いをいたします。

部会長 それでは引き続きまして、議事を進めさせていただきます。本日の会議では、東京における家内労働の概況と対策について、東京都婦人既製洋服製造業最低工賃についてなどが議題として予定されております。

 初めに、本日の会議は東京地方労働審議会運営規程第5条第1項を準用し、公開の審議となっておりますが、傍聴について事務局からご報告をお願いいたします。

課長補佐 本部会の傍聴について、平成27年2月16日から2月24日まで申し込みの期間として、本第3合同庁舎掲示板に公示し、併せて当局のホームページにも掲載いたしました。期間中に傍聴希望の申出はございませんでした。以上です。

部会長 続きまして議事録についてですが、議事録は公開することとされており、会議終了後事務局で取りまとめ、各側委員に署名をお願いすることになっております。署名につきましては、公益は私、梶原が、家内労働者側は帆刈委員、よろしくをお願いいたします。委託者側は石井委員、よろしくをお願いいたします。

 それでは、議事2の東京における家内労働の概況と対策について、事務局からご説明をお願いいたします。

賃金指導官 資料No.3「第11次最低工賃新設・改正計画」及び資料No.6「東京における家内労働の概況」を説明。

部会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、どうぞご発言をよろしくお願い致します。

石川委員 よろしいですか、すみません。

部会長 石川委員、お願いいたします。

石川委員 25ページでご説明いただいた、東京は3年おきに3つの最低工賃を順繰りにやっていらっしゃるということですね

れども、他県は3よりも多いところがあるのですが、外のところは、例えば毎年やっているのもあるのか、それとも、もっと4年おきとかいうのもあるのか、どんなものなのでしょうか。

部会長 いかがでしょうか。

賃金課長 基本は改正計画に基づきましてということですがけれども、例えば前送りをしたり、逆に先送りをするという形のものもございしますので、必ずしも3年ごとというふうに、きれいにはなっていないというところになっています。

石川委員 これはそれぞれの都道府県の部会で決めればよろしいということなのでしょうか。

賃金課長 はい。

石川委員 分かりました。ありがとうございます。

部会長 ありがとうございます。外にいかがでしょうか。
特にご質問はないということでもよろしいでしょうか。
それでは、とりあえず進めさせていただきまして、また何かあとであればご指摘をお願いいたします。
それでは引き続きまして、議事3の東京都婦人既製洋服製造業最低工賃に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

賃金指導官 資料No.4～5各種統計資料及び「実態調査結果」を説明。

部会長 ありがとうございました。婦人既製洋服製造業最低工賃改正の諮問を見送るというただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらよろしく願いいたします。

佐藤委員 よろしいですか。

部会長

はい。

佐藤委員

今、事務局のほうから、見送るということでいくつかのお話があったわけですが、率直に申し上げて、理由付けとして中身が、前半部分については、業界も大変になっているからということでの支払い能力の問題を指標に言っているのかなというふうに思いますけれども、いわゆるこの家内労働者の最低工賃は、家内労働者の生活向上、労働条件の向上を目的に定められているものであります。ですから、その観点からどうなのかということがきちっと述べられないとまずいのではないかと、一方的にいくつかの指標を述べられていますけれども、支払い能力ばかり強調されているのは、まずいのではないかと私は思います。

私は今日、昨年度の本省のほうの資料を持ってきました。今回は11次の最低工賃の状況の中ということになるわけですが、その前の第10次の最低工賃の改正計画を見ますと、結果的に22年から24年の3カ年にわたって諮問見送りというのは、当時、家内労働が全国に144件あったわけですが、107件で74.3%が、全国の家内労働者の最低工賃の中で見送られているという現状なのです。つまり、前期ですけれども、日本全体の中でも144件、せつかく家内労働者の最低工賃ということで法規制で下支えをしようと言っているものの7割以上が見送られている、7割以上の家内労働者の部分の労働条件の向上が、3年間見送られているという状況にあるわけです。

こういう状況はやはり改善しなければならないということが、本省の労政審の家内労働部会の中でも、11次にあたってきちっとやっ払いこうということを出されてきています。しかし、東京労働局として、せつかく改正計画ということでこの婦人服の問題について出されているものを、またもや改正見送りとするのはいかがなものかというふうに率直に思います。

73 ページの資料を見ますと、東京都婦人既製洋服製造業については、平成21年4月に発効して以降そのままになっているということでもありますから、現在まで6年間、全く現状維持が続いていると。これを今回見送るということになる

と、今の計画でいうとあと3年、つまり9年、またそのままになってくるといことは大きな問題ではないかと。そして、全ての労働者に適用される最低賃金、平成21年以降で言いますと、おそらく東京では15%ぐらいの引き上げがなされているのではないかと思うのです。そういう点で、この全ての労働者の下支えとしての最賃と、家内労働者の最低工賃の格差がさらに大きくなるということは、やはり問題ではないかというふうに思います。

もう一つの観点から申し上げますと、今回も労働局のほうで、関係委託者、関係家内労働者に調査をされたということですが、確かに数字的に低くなっているわけです。回収も十分ではないと。この数値も、ずっと労働局が持っている資料でやっていると思うのですよ。これをあてにしていますと、先ほど言ったように、約9年後、10年後、また改正しますよとなったときに、今お持ちの資料で家内労働者なり委託者への調査をやっても、10年たてば10年みんな年をとるわけですから、いなくなってしまうわけです。

少なくとも東京労働局なり本省で掌握している、東京で言っても、先ほどあった72ページのところを見ますと、繊維工業全体で1,138名の家内労働者がいるというふうになっているわけですから、私はこの数字が正確かどうかというのは大変疑問があるところですけども、ここの部分で言っても、内包されるのは今の婦人既製服の関係になるわけで、当然、新規でこの家内労働に参加をする方もいらっしゃるでしょうし、今持っている、掌握している委託者あるいは家内労働者のところを押さえていっても、それはどんどん数が小さくなるばかりで、新しいものをやらない限りはそうなってくると。ですから少なくとも私は、きちっと諮問は諮問としてやって、改めて調査をして、関係委託者団体なども当たっていただいてということが必要ではないかというふうに思います。

このまま、今お持ちの資料でやっていったのでは、ついに対象家内労働者がいなくなったから、ではこの最低工賃は廃止しましょうかと、こういう議論になってくるとはいいかということも危惧いたしますし、いずれにしても、先ほど言った1点目の問題で言えば、少なくとも家内労働者

の労働条件の法規制という問題については、この最低賃金しかないわけですよ。そういう点では、やはりこの問題の、諮問するのか、見送るのかということは、極めて慎重に議論をして判断するということが必要ではないかというふうに思っております。

率直に申し上げて、私は諮問の見送りには反対をしたいと思います。以上です。

部会長

ありがとうございました。外に質疑応答、ご意見のある方はいらっしゃいませんか。

帆刈委員

34 ページの常用労働者の賃金の推移を基に、それを一つの根拠として説明されたのですが、ちょっと理解がよくできないので、根拠をもう一度お聞きしてよろしいでしょうか。

賃金指導官

分かりました。

まず、この常用労働者の賃金の推移をまとめたものですが、今回の改正となっております婦人既製洋服製造業につきましては、産業分類で見ると、この表の右にあるように21年までが衣服・その他の繊維製品製造業、22年以降は繊維工業に分類されるようになっております。類似の業種における賃金水準の動向というのは、最低賃金の検討をする上で一つの帳票になるところでございますが、この衣服・その他の繊維製品製造業と、繊維工業の賃金の推移を21年以前と22年以前を分けて、調査産業計製造業との賃金水準と比べてみたところでございます。

21年以前ですが、きまって支給する給与をご覧いただきますと、調査産業計で33～34万円台、製造業で37～38万円台というところが、衣服・その他の繊維製品製造業になりますと28～29万円台と、かなり水準として低く推移しているのがご覧いただけるかと思えます。そして、所定内給与のほうをご覧いただきますと、衣服・その他の繊維製品製造業が、20～21年にかけては29万4,000円から28万円と4.8%減少している状況で、隣の製造業をご覧いただきますと、35万8,000円から36万2,000円と1.2%増加している、逆の動きをしている状況がご覧いただけるかと思えます。

22年以降は産業分類の改定がありましたので、繊維工業として一括りに分類されておりますが、注意書きにあるとおり、接続していないので単純に比べられるものではないけれども、平成22年以降の決まって支給する給与を見ても、調査産業計で33万円台、製造業で39万円台で推移しており、調査産業計においては賃金上昇どころか下降しており、繊維工業としては賃金上昇しているものの、婦人既製洋服製造業においては、先ほど申したように平成21年に著しく業績が悪化していることをご覧いただいたところでありまして、そうした状況をふまえると、ここで上昇していくにはちょっと考えにくいのかなと思っているところがございます。以上です。

帆刈委員 ということは、ずっと下がってきているからそれが趨勢だという説明ですか。

賃金指導官 はい。

部会長 ほかに、諮問を見送るという点に関しまして、ご意見、質疑応答、お考え、ある方いらっしゃいませんか。

佐藤委員 今の帆刈さんのご質問の回答、最初の説明でもよく分からなかったのですが、結局、繊維工業として新しい括りになった22年以降の上昇傾向の数値というのは、信用できないというお話なのですか。これはちょっと意味が分からない。

賃金指導官 平成19年の産業分類の改定により「衣服・その他の繊維製品製造業」がなくなり「繊維工業」と一括りに成り、広範囲に及ぶことからそこまで広げてしまうとこの数値としてはいかがかなというつもりで、数値をまとめさせていただきました。

佐藤委員 統計上こういう数字が出てくるのだから、この数字はおかしいというふうに決めるのはおかしいのではないですか。新しい括りだから新しい括りとして、そういうふうな形で上昇しているということが現実的にあって、ただ、これは繊維工

業全体を捉えた数値としてこうなっているから、その内訳としての衣服・その他の繊維製品の、いわゆる 21 年までの経緯として考えるのはちょっと考えられないというふうなお話ならまだしも、この数字がおかしいのだということになると変な話になりませんか。これは毎勤統計なのでしょう。

賃金指導官

22 年度以降というのが衣服ということで取れないものですから、事務局としてはこういう判断をさせていただいたところですが。数字的には確かに上がっているということはございますけれども、先ほどお話しさせていただいたように、衣服・その他ということになると、その前のほうも数字的に下がっているということを考えますと、どうかなというところの発表をさせていただいたということでございます。

労働基準部長

ちょっと説明がよろしくないのですがけれども、繊維工業は非常に幅広いものですから、今ご議論いただくものを推し量るものとしては必ずしも適当でないのではないかと、そういうことを申し上げたいということでございます。

佐藤委員

であるならば、こういうきちとした数字で議論するというのであれば、こういう資料は出さないほうがいいと思いますよ。勝手にそれは労働局が、先ほど私が言ったように、家内労働者のいわゆる命に関わる、生活に関わるものを審議しようというのですから、そこについてはほんとうに慎重審議が必要だと申し上げましたけれども、そういう中で、推測するとか臆測するとかいうような資料を基に、主観的に述べられるのはいかがかなというふうに思います。常用労働者との推移で見るというのはそれとしてあるわけですから、そういう点で推し量れないようなものについてここに出して、資料として説明するというのは、根拠としてもならないでしょうし、適切ではないというふうに私は思います。

賃金課長

ちょっと整理をして、私のほうからご説明させていただきたいと思います。まず 1 点目に、委員のほうからお話がございました、前後しますがデータの更新の関係でございますけれども、それにつきましてはおっしゃるとおりですの

で、私どもも引き続き、データの統計を取るにあたっては、正確な実態に合ったものを取りたいというふうに思っております。

私ども、今年度も委託者団体等を回らせていただきまして、併せて団体だけではなく、実際に委託者の方のところにもお伺いしてお話を伺いました。ただ、それは支払い能力だけを伺うということではなくて、そこから先、実際に家内労働者の方の状況がいろいろと伺えればという形で伺ったのですけれども、確かにそういう意味では不十分なところもあったと思いますので、引き続き今後のデータ等につきましても、私どものほうで的確に押さえながら、実態を把握した適正に示したデータ、そういったものでご審議をお願いしていきたいというふうに思っております。

それから、最初の1点目のご質問で、いわゆる工賃の考え方でございますけれども、おっしゃるように家内労働者の方の労働条件、就業条件の確保ということから唯一、工賃を、東京では3つございますけれども、そういった形で規定をされているところであるのは事実です。そして、おっしゃるように最低賃金との関係等もあろうかとは思いますが。

それで、先ほどの34ページのデータの関係でございますけれども、これは賃金の比較ということで申し上げますと、傾向だけではなく、例えば真ん中に製造業がございますが、25年平均で、きまって支給する給与、これが39万8,164円ございます。一番右側の繊維工業は36万6,739円ということで、これは製造業の中で見ると、繊維工業については92.1%になっていると。つまり、この最低工賃と比較するにあたって、同種の作業をされている方の賃金がどういう状況であるかということをお示しするための表ということでご理解をいただければと思います。したがって、その傾向うんぬんではなくて、製造業もしくは調査産業計の、きまって支給する給与、こういったものの中で、では繊維工業、今回の家内労働の方と同種のお仕事をされている方の賃金が、その中でどういう位置付けになっているかという部分を示したということでございます。

佐藤委員

今、最後に課長のほうから言われた関係で言えば22年平均から、つまり前回、家内労働者の婦人服の関係で言えば21年ですから、それ以降の関係では常用労働者のほうは増えているわけですよ。であれば、家内労働者のほうも増やすというふうな考えになるのではないですか、そういう意見で言えば。

それから、81ページの労働安全衛生指導員の指導件数のところを見ていただいても分かるように、繊維工業で6件入ったところで、委託状況届で6件、つまり100%違反があるわけですよ。こういう状況の中で言えば、つまりそういう家内労働者を把握でききれないという実態が、もうここに現れているわけです。これは先ほどお話があったように、22年まで7署7名の体制でやっていた中で100件近く出ていたものが、今は3署3名に減った中でこういう状況ですから、労基法上の問題で言えば、これだけ違反状況が出てくるなんていうのは、いわばもう異常事態ですよ、賃金課長さんのお立場からしてみると。3名で、しかも民間の方が調査してこれだけの違反状況が見つかるということですから、プロの指導官、監督官の方が行けば、私はもっと厳しい、深刻な実態が出てくるのではないかとこのように思います。

だから、このへんの問題から言っても、家内労働の問題をきちっと考えるべきでないかというふうに思いますし、繰り返しになりますけれども、同じ家内労働者を組織している私の立場からすれば、少なくとも家内労働法という法律で決められている最低賃金については、片や最賃は毎年改定されている一方で、家内労働者の最低賃金というのは3年おきですから、それを見送れば6年、9年という単位で放置されるということは、やはり私はまずいのではないかとこのように思います。

部会長

ほかにご意見、ご質疑、応答ある方、ありますか。
委託者側の委員の先生方、石井先生、いかがでしょうか。

石井委員

佐藤委員のおっしゃることも分からないではないのですが、ただ、事務局から今、当該、婦人既製洋服製造業の業界、それから委託者からヒアリングをされたということと

か、やはり局としても、悉皆調査をするわけにはいきませんので、かなり現状把握ということでいろいろな、委託者あるいは委託者を通して家内労働者に調査をかけて、先ほど、実態調査をしたということで概要のご報告をいただいたわけですが、それに加えて関係の経済指標、賃金実態とか、そういった調査結果から総合的に判断して、やはり見送らざるを得ないというお話があったわけです。

それで、いわゆる委託者といいましても実際は大手アパレルの下請けで、取引価格を含めて取引条件の改善を申し入れても、やはり力関係で現状はかなり改善が難しいと。ですから、支払い能力だけではないのですけれども、その最低工賃、現状維持だけで限界に近いというような実態も中にはあるわけで、委託者あるいは家内労働者双方から最低工賃改正の意見申し出がないという状況も、考慮に入れる必要があるかなということでございます。

それからあと、最賃との絡みで、最低賃金は毎年改正されている、家内労働のほうは最低工賃を3年ごとに年次計画で見直して、今回見送るとまた3年後というお話がありましたけれども、最低工賃と最低賃金を直接比較するのはいかなものかという感じがいたします。家内労働法でも、同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮しなさいということになっておりますし、直接、昔は繊維産業という産業別最低賃金があったかと思えますけれども、今は産別最賃が地域最賃に逆転、吸収されるような状況です。

地域最賃の改定も、東京の場合、改正最賃法で、6年間で122円の引き上げが行われたと。それも生活保護との乖離解消で、いわゆる住宅扶助の実績値、どうしても東京、神奈川、大阪等、大都市圏は高いですから、そういう特殊事情が働いての金額になったわけで、それと直接比較するのは、ちょっとまた統一性を欠いていくのではないかなというような感じもいたします。

やはり私は、実態がどうかということをおまえて最低工賃を改正する必要があるのか、あるいは少し様子を見たほうがいいのかという判断をするということであれば、局から説明のあったように、改正諮問の見送りは十分とも完全

とも言いませんけれども、やむを得ないご判断かなという意見を申し上げたいと思います。

部会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。
家内労働者側でほかの委員、帆刈委員、いかがでしょうか。

帆刈委員

局として、ご担当の方々が実態を調査され、判断されていると思っているのですけれども、私どもは実態を調査できていないので、そういうふうに言われるとそうかなとは思ってきているわけです。

ただ、私は家内労働者代表委員となっておりますが実際には労働組合の組織にいて仕事をしているわけで、私どもの場合は、家内労働者というのは直接、組合員にはいないと言っていい状態で、本来は全織といって繊維の組織ですが、繊維関係の企業で働いている労働者が非常に減っているのは間違いないです。なおかつ、名前は繊維の会社でありながら、例えば紡績の会社という、大手ですと鐘紡とか東洋紡とかたくさんありますけれども、ほとんど繊維をやっていないというのが実態です。でも、繊維の関係はありますが、繊維がどんどん縮小しているから賃金を上げなくていい、むしろ傾向として下がっているからなんていう実態は全くないので、私たちの組織の中でいうと例えば、傾向で平均でこうやって実態が下がってきているから上げる必要はないという論理は成り立たないのですね。

そういう意味で言うところちょっと納得はできないですけれども、ただ、実態を調査したのは局なので、それを尊重せざるを得ない気持ちはあります。そういう意味で説明をもう一回求めたのは、なるほどなという説明が聞きたかったのですけれども、ちょっと分からなかったです、説明を聞いても。

それで、下がっているのは別に一人一人の工賃が下がっていったわけではなくて、高い工賃を出せていた方々がいなくなっているからだと思うのです。ここも想像しかできないので、特に局の調査とこれを尊重すると言いつらいところがありますが、現実的に私たちの中で、労働組合として労働者のために活動している団体のメンバーからすると、実態が上がっていないなんていうのはあり得ないし、しか

も、この平均が下がっているというのは、調査の媒体の平均が下がっているだけで、一人一人が下がっているはずはないと思うのです。

そこらへんから言うと、佐藤委員が言われるのはもっともだとは思いますが、現実には直接、委託者や労働者を含めて調査されているのは局なので、これぐらいの言い方しかできないのです。立場的には反対だと言いたいところではございますが、現実にはそういう労働者と接して実態調査をしている状況ではないので、少し遠慮がちに意見させていただくかなというところでございます。

あともう一つ、22年从这个枠組みが変わって繊維工業ということになっているというのは、これは対象の企業がすごく増えているということですよ。

賃金指導官

業種が広がったということは、産業分類の改定のためとお話しさせていただきましたが、その細かい適用業種までは、今、お答えできるものを持ち合わせておりません。

帆刈委員

私ども、産別といいながら産業はたくさんあって、産業分類に非常に苦労しているのですけれども、分かりづらいところがけっこうあります。ここで数字が出てきてしまうと、もうこれを見るしかないですし、ああ言えばこう言われるで、なかなかお答えにくいと思うのですけれども、やはり想像ですよ、これ全て。だから、局としては繊維は増えていないのだということをおっしゃりたいわけですよ、実態はそうなのだと。

ただ、私たちの中で、加盟している組合に、繊維のところはどんどん需要が減っているから、もう賃金は上がらなくていいよ、下げていいよなんていう指導はしていません。もし、そういう事例があれば当然、対策をして下げないようにやっていますし、業績が減っても利益を出す工夫を企業はしているはずなので、その意味で言うと、実態の給与として、一人一人が下がっているわけではないと思うのです。

最低賃金のこともそうなのですけれども、今年も去年も、何か世の中賃上げだというふうに言っている方が、永田町あたりにいらっしゃるではないですか。そして全国的にと

どうか、そういう雰囲気になっているときに、私どもは実際、中小の企業もあるのでそんな簡単でないのはよく分かっておりますけれども、そういうムードがある中で、3年3年3年と来て全くここの工賃を上げないという、この3者が出ている中でそろってこれでいいよというふうに行くには、運の悪いタイミングかなという気が私はしています、言い方が抽象的で申し訳ないですけれども。

この関係する産業にいらっしゃる方々は関係者でございますから、この産業がなくなればいいと思っははいないですよ。

大石委員 はい、もちろん。

帆刈委員 ないですよ。そうなってくると、どんどん減っているのだから放っておけばいいやということにはならないと思うのですけれども。

大石委員 確かに、工賃とかああいうのは上げたいのは山々なのです。ところが今、97%が輸入です。そこに3%、その3%もまた少しずつまた減っているのです。ですから、絶対量が全然足りないのですね、正直言います。仕事があればある程度回っていくのです。そうすると、やはり賃金、いわゆる工賃も上げやすいのですよ。

ですから、先ほどお話にあった大手アパレルさんが、あるときにファストファッションが日本に入ってきて、やはり高すぎると。いわゆる百貨店の買取制度がないがために、大手アパレルさんが全部海外にシフトしてしまったのです。その値段が来たのがいわゆる市場価格と言いますか、手間がかかっているとかそういうことを完全に無視して、アカクロさんみたいな商品の値段が上代になってしまっています。だから、全ての上代設定がそれに合わせるような形になってきてしまったものですから、国内で作っているものに対して非常に厳しい、いわゆる消費者の目と言いますか、なんでこんなに値段が高いのだというようなところに、ちょっと視点が変わってしまっているのですね。値段ばかり見えている、そういう流れがここ10年ぐらい、十数年続いているのでは

ないかなと思います。

だから、仕事があれば私たちもほんとうに、それでなんとかできると思うのですけれども、仕事がないがためにやはり今、皆さん苦しんでいるし、人も少なくなってきているということではないかなというふうに思います。

部会長

ありがとうございました。ほかにご意見ある方、いらっしやいませんか。

これ以上ご意見がないということであれば進めさせていただきますかと思いましたが、よろしいでしょうか。

なかなか議論は尽きないところも多々あるかとは思いますが、先ほどの行政側からの説明のとおり、婦人既製洋服製造業最低工賃改正諮問を見送ることにつきまして、ご了解をいただけたということですのでよろしいでしょうか。

ご意見がまとまらないということですかね。

労働基準部長

帆刈委員から局側の説明がいま一つ分かりにくいというお話がございましたので、もう一度簡単にご説明すると、まず一番大きいのは資料の30ページ、こちらのほうで、やはり委託者というのが非常に減ってきているということがございますし、家内労働者の数もしかりということがございます。なぜ減ってきているのかと、先ほど最賃の話もございましたけれども、やはり繊維関係、こちらも厳しい状況の中、最賃が上がるというところで、東京では経営自体が非常に難しくなっているということ、私どももヒアリングをさせていただいているところでございまして、こういう中ではなかなか工賃を払うのも厳しいと。

委託者・家内労働者が減ってきている中で、6年間据え置きでいいのかということもございますけれども、では、増やしたことによって状況が改善できる見込みがあるのかというと、非常に厳しいのではないのかということで、むしろ最低賃金が上がっている中で繊維産業が非常に厳しい状況に置かれているということ、これをふまえて、今回はまことに忸怩たるものがございまして、見送りとさせていただければというのをご提案をさせていただいていると。

もう一つは家内労働者の、これは私どもの把握が足りな

いからという佐藤委員からの厳しいご指摘もございましたけれども、数的な把握については、今後とも私ども努めなければいけないのですが、こちらもやはりヒアリングした結果では、従事している方の大半は高齢の方ということでございまして、若い人がいても辞めてしまうということで、結局残る方は高齢の方というようなこともお聞きしたところでございます。

その二点を主たる理由として、今回は見送りせざるを得ないのかなということで考えているところでございます。

佐藤委員

私は反対だと申し上げましたので、そういう取り扱いをさせていただければというふうに思いますし、今、部長が言われた関係で言いますと、私はあちこちで何回も言っているのですけれども、家内労働者の数が減ってきているというのですが、家内労働者に対する調査というのは、日本でも東京でもされたことがないのですよ。これは監督署の委託状況届の積み上げでしかないのです。さらには、そこに推定値、方程式が入っているのですよ、これは。第1位のところまで8とか2とか出てくるので、いかにも正確な数値かのようにありますけれども、国勢調査でも家内労働者という概念はありませんから、そこからの調査でも家内労働者を特定することはできませんし、そのほか全数調査を含めて、家内労働者なり委託者を把握する調査というのはないのです。あるのは、監督署を通じて出される委託状況届の中の数の積み上げでしかない。しかし、その家内労働状況届の状況というのはどうなっているかといったら、先ほどのような違反状況が一例として、まさに氷山の一角として、ああいう形で出ているだけということなのです。

ですから、この数字をもってしても私は、減ってきている、あるいはこういう状況だからということの根拠にはならないというふうに、重ね重ね申し上げたいと思いますし、全国の家内労働者の数も、47都道府県の労働局の数のそうした積み上げでしかないわけですよ。しかも本省は、そこに一定の方程式を当てはめているということを明言していますから、審議会、家内労働部会の中でも。私は別な団体のほうからということでは本省の部会のほうの委員もさせていただい

ていますけれども、そういう状況が実態です。

だから、それをもって今回さらに見直しをしないということにはならないというふうには、重ね重ね申し上げたいと思いますし、冒頭、法律のご説明もありましたけれども、今回こういう形で労働局のほうで、事務局として相当調査をされているということについては敬意を表したいというふうに思います。

しかし、残念ながら私ども、職種は違いますけれども、同じ家内労働者を組織をしている者からすると、やはり今回の見直しという件については、私の立場からはやはり承服できるものではないということは重ね重ね申し上げたいと思います。法律上言えば、あとは労働局長がご判断をされるということですから、この部会のところでは公労使の皆さんのご意見を伺うわけですから、その上での局長の判断ということは私どもはもちろん尊重したいというふうに思います。幸い、逆の意味では今回、関係家内労働者からは申出が出ていないわけですから、その点での法律の適用ということになるというふうに思いますので、私はそういう形で処理していただければ結構です。

ただ、私の残した意見は、きちっと全文公開の議事録に載せていただきたいと思います。

部会長

ありがとうございました。

賃金課長

すみません、若干補足で、くどいですが先ほどの 34 ページの表でございますけれども、基本的に賃金の水準が下がってきているというための指標ではございませんで、最低賃金を決定する要素の中で、同種の作業に就く方の賃金がどういう形で動いているかというものを示したものでございます。ですから、一番右側、平成 22 年、23、24 というふうに上がってきておりますので、そういう意味では下がってきているという形の判断をするためのものではございませんで、いわゆる最低賃金との兼ね合い、それから同種作業に就く方の労働者の賃金ということのデータということで付けさせていただきました。それが一点です。

最低賃金の兼ね合いということで申し上げますと、63 ペー

ジをご覧いただきたいのですが、委託者の方からの回答の内容になっているかと思えます。これを見ますと、作業日数が月平均 15.89 日、そして作業時間が平均で 5 時間ですので、いただいている回答の中では、月にだいたい 80 時間ぐらいという形になってございます。そして、1 カ月の工賃収入が、まとめ以外も全部含んだ数字ということですので 4 万 9,000 円、約 5 万円ということですので、こういったものから見ると、最低賃金が今 888 円であれば、だいたい 70% 近くの数字になると思えます。ただ、これは全部の工程を一緒にした数字、平均ですので、ちょっと乱暴なお話にはなろうかと思えます。

一方で、最低賃金はいわゆる生活保護基準との乖離解消ということではございます。ただ、63 ページをご覧いただきますように、世帯主等ということで配偶者の方、ちょっとこれだけでは判断はできませんけれども、見て、俯瞰していかなければいけないのかなというふうには思っております。

ただ、いずれにしましても、ご指摘いただきましたデータといたしますか、例えば委託者の方からのデータ、家内労働者の方のデータ、それから何よりも委託状況届というものにつきましては、引き続き私どものほうでもきちんと詰めてまいりまして、正確な実態がご説明できる、そういう内容のものに改善していきたいというふうに考えております。

部会長

ありがとうございました。そうしましたら、一応ご意見は出尽くしたということで、よろしゅうございましょうか。

田代委員

一つよろしいですか。73 ページと 56 ページで関係がなかなか私も理解しづらい中で要望という形なのですけれども、73 ページは、婦人の製造業、平成 21 年で 222 の適用委託者数で、56 ページでは、実際調査されたのが、発送で委託者数 274 ということで、こちらのほうが 50 件近く多いのですけれども、そういった中で苦勞されて調査いただいているということで、帆刈委員からも尊重したいというようなお話もあったかと思えます。

この委託者のほうはそれなりに回答件数、この 50%かどうかというのはあると思うのですが、家内労働者の調査、こちらのほうは回答件数が 822 送付して 43 件ということで、委託者経由で非常に苦勞されるかとは思いますが、この実態調査というのはやはり私たちができないところがありますので、次年度以降というか、3 年後なのか次の業種で来年なのか分かりませんが、この回収率を上げるように、ぜひ努力いただけたらと思っております。以上です。

部会長

ありがとうございました。

それでは改めまして、行政からの説明のとおり、婦人既製洋服製造業最低工賃改正諮問を見送ることに関しまして、ご了解をいただけたということでよろしいでしょうか。

やむを得ないというふうに伺ってよろしいですか。意見はきちっと議事録に載せていただくということで。

佐藤委員

結構ですよ。

部会長

ありがとうございます。

そうしましたら、本日予定しました議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。事務局から何か。

賃金課長

いいえ、特にございません。

部会長

それでは、本日の審議はこれで終了させていただきます。長い時間どうもありがとうございました。